

一般財団法人静岡県青少年会館 令和5年度 事業報告書

1 静岡県青少年会館の管理運営に関する事業

(1) 会議室の利用状況

青少年及び団体活動、一般県民の学習や研修の場として会議室等を提供すると共に、会議室の衛生管理と新規利用者の拡大に努めた結果、以前の利用には及ばないまでも、前年度よりも若干の利用率の上昇を見ている。回復しない要因には、後半にはが、新型コロナウイルス期の利用者減少は当会館についてもご多分に漏れず継続しており、この時期を契機として様々な団体活動や企業研修等においてインターネット利用に変更するなど、人々が集合する形態から移行していることは明らかである。

これに伴い、利用者の予約等がない場合には引き続き開館時間の短縮等経費の削減に努めるなどの開館の維持継続に努力すると共に、研修等でのウェブ会議の影響を危惧する向きもあって、今後の会議室の利用増加に期待したい。

また、会議室の利用状況は、いずれも増加し年間を通じて徐々に回復傾向がみられ、下表及び別表に示した利用実績となった。

区 分	貸会議室利用回数	貸会議室利用率	利用人員
本年度	1, 013室	9. 9%	17, 604人
前年度	818室	8. 7%	14, 501人
増 減	195室	1. 2pt	3, 103人

前年度に続き利用回数、利用率、利用人員共に増加している。利用者層では、青少年団体は会議や活動を行えなかったことと、新規利用も数件となっており従来の状況を取り戻すまでには至っていない。半面、三密を避けたいこともあって、収容人員の大きい大会議室や中会議室を利用する傾向は前年度同様である。

全体では、青少年団体の利用回数が6割、一般利用が4割となっており、青少年団体等の利用が主体となっている状況に変化はなかった。

(2) 入居団体の誘致・動向

青少年会館への青少年団体やその育成団体等の誘致については、財団の存続を危惧する行政と青少年会館存続の是非を検討している中、会館運営の不安定な状況下において誘致活動は行えない状況である。空き室については、貸会議室として利用することとなっているが、コロナの影響等により会議室の利用度は減少している一方では、貸会議室数が増したことで利用率の算出式の分母を上げ、利用率を押し下げる要因となっている。

(3) 活動拠点

青少年団体と一丸となって、自分たちの会館は自ら運営しているという自覚を深め、連携事業の拡充を図り活動拠点作りに取り組んで来た。これまでの活動意識の転換と青少年育成（公益事業）における団体の役割を地域から掘り起こす取組みを推進してきた。しかしながら、コロナ以降県や地域青少年団体は、これまでどおりの事業を行うことが難しい状況ではあるが、地域においては継続的な組織運営を含め連携事業の兆しもあり、今後の活動の在り方を模索している時期でもある。

(4) 施設・設備の整備及び利用促進

会館の施設や設備を整備し利用者の利便性を図るため、施設、備品の修繕、花壇等の環境美化に努めると共に、清掃及び消毒等を行い、利用者への感染防止対策など安全等に配慮した運営と有効利用を進めた。

また、利用する青少年団体の子供たちやリーダー等により館内の清掃等の奉仕を受けており、自分たちの会館は自分たちで守ろうとする意識に助けられている。

2 青少年団体及び青少年の健全育成に関する事業

(I) 青少年団体特別育成事業

目的 青少年の健全育成にあたる団体活動を奨励し、青少年団体への支援体制を強化する。

内容 特別育成団体への財政的援助、青少年団体活動の奨励を図るため、次の特別育成団体へ資金の提供を行った。

静岡県青年団連絡協議会	ボーイスカウト静岡県連盟	ガールスカウト静岡県連盟
静岡県子ども会連合会	計600,000円	

(II) 青少年交流スペース「アンダンテ」事業（静岡県委託事業）

目的 社会的ひきこもり状態にある、学齢期以後の青少年やその家族に対する支援を行い、青少年の社会参加に取り組むと共に、その実態と公的支援制度のあり方等について調査研究し、今日的青少年問題への取り組みの重要性等を県民に周知する。

期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日

対象 30歳代までの社会的ひきこもり傾向にある青少年とその家族等

実施内容

青少年交流スペース「アンダンテ」を、静岡県男女共同参画センター（あざれあ）5階事務室内に設置し、次のとおり実施しているが、コロナ以降日常の個別相談回数は減少している。

1 相談業務の実施

(1) 面接相談（カウンセラー等の対応）

面接相談は、本人及び家族に対し、個人又は複数による面談形式で行い、カウンセラーは悩みの訴えと相談者の主訴を引き出し整理してゆく段階を主として担当し、アドバイザーは日常の出来事や困っていることを気兼ねなく話せることを主とする傾聴役を担ってきた。それら年間の利用状況は別表のとおり。

実施日時 毎週 月～土曜日（週6日 祝祭日等を除き実施 年間287日）

相談時間 13:00～16:00（1日3コマ×50分程度）

対象

- ・ひきこもり状態にある高校生相当年齢から30歳代までの青少年
- ・ひきこもり状態にある青少年を支える家族
- ・ひきこもりの相談を受ける者や社会参加のための支援者
- ・その他学校及び市町支援機関等の支援員

相談実績 人数 106回 75人

実施者 カウンセラー4人のうち、毎日一人が面接相談に対応したほか、相談の内容によりアドバイザーも相談に対応した。

方法

- ・個別面談及び複数面談方式を選択し行った。
- ・長年生徒指導等にたった経験豊富な者で、多岐多様な相談内容に対応した。
- ・同世代の心理士を目指す者を置くなど、相談しやすい環境で行った。

特 徴（配慮点等）

- ・相談者を主体に、それぞれの状況や悩みごとに合わせた細やかな対応をした。
- ・相談内容の性格から面接による相談業務を重要視した。
- ・面談当初は、その訴えに時間を掛け傾聴・受容し、信頼関係を築いていった。
- ・相談者の状況・状態の気付きや社会参加への具体的取組を促した。
- ・自ら今後のあり方を見出し、歩み出せるよう問い掛けた。

(2) 電話相談及びメールによる簡易相談

実施日時 毎週 月～土曜日（週6日 祝祭日等を除き実施）

相談時間 13：00～16：00（1回15分程度電話回線の都合）

対 象 （面接相談に同じ）

実施者 アドバイザー2人が、毎日一人常駐し対応したほか、コロナ対策として電話相談によりカウンセラーも相談の対応を行った。

相談回数 781 回

方 法

- ・独自に作成した電話相談マニュアルに従い、適切な対応を行った。
- ・アドバイザーは、青少年指導等の経験が豊富で、多岐多様な相談に対応した。
- ・相談者の心情や状況をよく理解し細やかな対応を行った。
- ・電話相談から面接相談へと繋げてゆく対応を行った。
- ・相談対象でない場合、関連支援機関等の情報を提供した。

特 徴（配慮点等）

- ・独自に作成した電話相談マニュアルを作成している。
- ・青少年指導等の経験豊富な者で、多岐多様な相談に対応した。
- ・相談者の心情や状況をよく理解し細やかな対応を行った。
- ・電話相談から面接相談へと繋げてゆく対応を行った。
- ・相談対象でない場合、関連支援機関等の情報を提供した。
- ・電話相談は、相手の状況がわかりにくく、相互の誤解や相談者の依存を防ぐため、面接相談やフリースペースでの直接的な関りを主とした。
- ・自ら行動することは社会参加への第一歩であり、自己肯定感の獲得や他者との関わりなどの回復を促すものと考えており、自覚ある行動を促している。
- ・市町や地域のひきこもり関連の支援者からの電話や紹介もあり、これまでの実績から地域における信頼や大きな評価を得ているといえる。

2 交流スペースの運営

社会的ひきこもり傾向にある青少年が、利用しやすく居心地のよさを感じられる居場所づくり及び交流の場を提供した。

実施日・時間 面接相談に同じ

対 象 ひきこもり状態にある高校生相当年齢から30歳代までの青少年

利用実績 別表のとおり

実施者 アドバイザーが、毎日一人常駐し対応する他、財団職員が利用者のニーズに応えるプログラムの実施や緊急対応が行える体制を整えた。

利用者 延べ 18人

内容 青少年が、社会参加するための転機となるよう、居場所や交流の場を提供すると共に、それぞれの段階に合わせた関わりと支援を行った。

- ・外出することの動機付けと拠り所（立ち寄りどころ）づくり
- ・心の安定を図る居場所づくり
- ・目的を持って活動する場所の提供（習い事や学習など）
- ・青少年や支援者との出会いと交流の場
- ・自己課題への挑戦や回復の場

特徴（配慮点等）

- ・心の安定と安心を得る場として、利用者から評価されている。
- ・社会との接点となる安らぎの居場所づくりに努めた。
- ・日常的なことで、何気ない問い掛けにより青年たちの内面に触れ、信頼関係を築くことに務めた。
- ・自己への気付きと回復のきっかけ作りとなる関り方をした。
- ・長期化するひきこもりの回復やその後も心の拠り所として、青年に認識された。
- ・青年同士が出会い、意見や心情等を通い合わせ、励まし合える場として、親しみやすい雰囲気作りに努めた。
- ・社会との関わり方や自己表現、相手への気遣いなどを学び、実践してみる場とした。
- ・青年たちが心を開き、心情を打ち明けやすくするために、多くの青少年と関りを持ち、ノウハウを得た経験豊富なスタッフが対応した。
- ・クラフト作りや学習を共にする中で相互の信頼関係を築き、何気ない会話の中から自らありたい姿を見つけられるよう配慮した。
- ・青少年を主体とした交流の場づくりを行い、青少年が企画する行事やイベントを奨励し、自らの行動を促すよう助言指導した。

3 社会的ひきこもり傾向にある青少年の家族を支援する場の提供

(1) 親の会（ふれあいスペース）

家族を支援する場として、親（保護者）の研修と交流会を実施した。

実施日 年間12回（原則毎月第3土曜日）

時間 13:00～16:00（3時間程度実施）

対象 ひきこもり状態にある青少年の親又は家族

参加者 別表のとおり

対応者 カウンセラー・アドバイザー・財団職員が対応

内容

親や家族が、家庭での対応のあり方を学ぶと共に、相互の体験や取り組みを学び合う場とした。又、心理等の学習や情報提供を行った。

① アイスブレイク 「息抜きのための日常会話など」

（日頃の苦労をねぎらい、少しでも気持ちを和らげるための取り組み）

- ② 活動の様子・ショートレクチャー
 - ・活動事例や青少年から見えてきたものを報告
 - ・メンタルプログラム（発達心理、相談からのレクチャー）
 - ・フリースペースプログラム（その他青年の行動から）
 - ③ 家庭での回復プログラム（各家庭での目標と取り組み報告）
 - ・一ヶ月を振り返り、その取り組みからどんな変化や兆しが見えて来たかを話し合った。
 - ・変化が見られない場合、何故そうだったのか、どうしたら出来るようになるかなど、参加者の考えや経験を基に話し合った。
 - ④ 「ふれあいPCA」独自研修方法の導入
 - ・PCAGIP 研修法をアレンジし、参加者相互の気づきを促す学習に取り組んだ。
 - ・参加する親一人ひとりが中心となり、他者からの問いにより新たな発想を促す。
 - ・ふれあいPCA 別紙資料のとおり
 - ⑤ 相互理解と回復のために
 - （家庭での会話や対応の演習・心理と環境等を学ぶ）
 - ・親子の言葉や行動のすれ違いを解消する為に、TPOを考慮した言葉遣いやしぐさ、雰囲気づくりなど広くコミュニケーションを学ぶ。
 - ・家族の接し方や子どもの真の理解者としてこれから何が出来るか具体的な対応等を学んだ。
- * 親の会の意味、役割
- ・小グループで行い共感と相互の体験等から学び合う場として重要。
 - ・身近な支援者となるために、これから何をするかを学ぶ場である。
 - ・親の関り方の重要性を自覚し、継続参加している家庭では、本人の変化や社会参加を促した実例が確かに表れている。

特 徴

- ・本人が出向くことが難しい状況では、親が最大の支援者であると考えており、親の家庭での取り組みが重要な役割を果たすと考えている。
- ・まず親自身が心の安定化を図る必要があり、子どもとの関わり方について、共に考える関係づくりに努めた。
- ・共通する課題や相互の話し合いを基本とした。
- ・個々の問題や課題の対応方法については、個別相談で行った。
- ・原因ばかりを追求せず、状態や段階を見据えた対応を学んだ。
- ・「親が変わる」とは、これまでのことではなく、子どもに対する姿勢、接し方をこれから出来る形に変えて行くことであると考えている。
- ・親の変化から子への変化につなげるための支援とした。

(2) 広域親支援者等の学習会

西部 令和 5年 5月 24日（土）午後 1時～4時

掛川市ひきこもり支援センター 講演 杉浦 質疑応答

中部 令和 6年 1月 20日（土）午後 1時～4時

静岡県青少年会館 ショートレクチャー 杉浦

ティータイム 「お茶とお菓子を食べながら皆さんとの会話・」

講演 あの時わたし「ひきこもり時代を語る当事者の声」

東部 令和 6年 1月15日(月) 午後 1時～4時

熱海保健センター 東部地区ひきこもり後援会 杉浦

その他 静岡市ひきこもり支援センター家族のつどい 7月8日 杉浦講演

スタッフとのケース検討などの協議

富士市ひきこもり支援センタースタッフとの協議 5月11日 アンダンテ

4 相談者の状況に応じた社会復帰に向けた対応

社会的ひきこもり傾向にある青少年の状況に応じ、学習・労働体験等社会復帰に向けたプログラムを個別に提案すると共に、アルバイト中の心のケアや対応の在り方等のアドバイスを実施した。

又、社会復帰に向けて、相談者と関係機関・団体等との適切なコーディネートを行った。

実施方法

個別面談やフリースペースの中で、個々の課題やありたい姿について話し合うと共に、それぞれの回復プログラムの作成によって小さな目標を掲げ、具体的な取組みと支援を行ったほか、次の段階への取組みや新たな課題への対応などを一緒に考え実践し、それぞれの社会参加を促した。

実績 別表旅立ちのとおり

5 社会参加へのプログラム

アンダンテでは、青年の主体性を促し、出来ることをできる形で取り組めるよう支援する社会参加プログラムを用意している。

- ・ コミュニケーショントレーニング
- ・ 就学支援
- ・ 就労体験等
- ・ その他 ひきこもる青少年が必要とする就労するための学習及び情報提供

6 相談者の状況に応じた関係機関等との連絡調整

内容

① 相談者への情報提供

・ ふじのくに i (アイ) マップ等を活用し、ニート・ひきこもり・不登校などで悩む青少年や家族に情報を提供した

- ・ 経験から、相談者が無理なく適切な支援を受けられるよう配慮した
- ・ 市町や関係機関等へアンダンテ情報を提供した
- ・ マスコミに情報を提供し、広く県民への周知を図った
- ・ 電話での対応
- ・ 面談や学習会での情報提供
- ・ 市町広報紙及び支援機関への情報提供

② 専門支援機関への紹介

相談者の要求により、これまで連携を取ってきた専門支援機関等へ紹介し、その後についても連携をとり支援にあたった。

- ・ 連携する医療機関の紹介

- ・就学先情報を熟知しており紹介した（元高校校長等が担当）
- ・公認心理師等による相談体制を整えた
- ・就労支援を行う機関と連携した体制を整え、紹介および相互支援を行った

7 静岡県ひきこもり支援センターとの連携

アンダンテと静岡県ひきこもり支援センター等とが相互の特性を活かせるよう担当者間の情報交換を行うなど密接な連携に努めた。

- ・県ひきこもり支援センター職員等との協議、視察受け入れ
- ・県ひきこもり対策連絡協議会委員の選出（年間）
- ・富士宮市子ども・若者支援協議会（コロナにより未開催）
- ・焼津市青少年健全育成会委員選出
- ・静岡市ひきこもり支援センターとの協議

8 研修会等の実施

(1) 社会的ひきこもり支援者研修会(会場及びネット)

スタッフのスキルアップや関係部署・他団体との連携強化を図る研修会を実施した。

日時 令和5年12月22日 13:30～15:00

場所 静岡県青少年会館

参加者 学校等 15、支援機関19、支援団体7名 計41名

- 内容
- ・支援の対象「社会的ひきこもり」への理解 対応の留意点
 - ・支援の形 本人への直接支援と家族（特に親）を介しての支援
 - ・本人への対応 ・家族（特に親）に関わるときの対応 質疑応答

(2) スタッフミーティング

スタッフのスキルアップや関係部署・他団体との連携強化を図るための研修会への参加及び、スタッフミーティングを毎月1回実施し、ケース検討、ひきこもり支援に関する学習及び相談者の状況・支援のあり方・評価等を行った。

9 広報活動の実施

ひきこもり支援機関等合同相談会への参加、ホームページ運用、パンフレット配布等の各種広報活動を充実させ、県内広域ひきこもり青少年及びその家族の利用促進を図った。

(1) ひきこもり支援機関等合同相談会（4会場）

県教育委員会等が実施する合同相談会の開催に伴い、スタッフを派遣しアンダンテ事業の紹介及びその相談にあたった。

(2) 広報活動の実施

ホームページ運用、パンフレット配布等の各種広報活動を行い、県内広域のひきこもり青少年及びその家族の利用促進を図ると共に、市町広報誌(支援マップ)等へ投稿するなどアンダンテ事業の周知に努めた。

インターネットページに毎月「アンダンテたより」を発行し、ひきこもりへの理解や対応の在り方を掲載したほか、WEB相談を可能とする窓口を設けた。

3 青少年教育の研修会等の開催に関する事業

(1) 指導・育成者等研修会の開催

目的 青少年指導者等が、青少年を地域で支え育む体制作りのあり方を学ぶと共に、関係団体の相互理解とネットワークづくりの場とすべく計画した。

内容 静岡マラソン 2024 への支援をとした連携事業の実施

参加者 ガールスカウト・ボーイスカウト・青年団・一般青年・会館研究所スタッフ 計 25 名

研修会 コロナ感染拡大防止のため中止となっていた同大会が再開されることとなり、5年ぶりの開催ということもあって、青少年団体のこれまでの実績を評価された実行委員会から財団への依頼により、青少年団体等に呼びかけ業務支援をとした連携事業を実施した。

(1) 2月22日(木) 19:00~21:30 青少年会館

- ・連携事業内容の説明 青少年団体が連携することの確認及び事業効果
- ・事業主催者(実行委員会)事業内容説明
- ・パートの分担及び参加団体(者)紹介

(2) 3月8日(土) 19:00~21:30 青少年会館(宿泊)

- ・大会及び支援業務(給水ポイントの統括)

(3) 3月9日(日) 5:30~17:00 静岡マラソン 2024 大会(国内外からランナー12000人参加 給水 15 ポイント(ボランティア等 1200人)への支援指導、ランナー・ボランティアへの配慮、事故防止にあたり円滑な運営を行ったほか、実行委員会本部と事前段階からの連絡調整など行い、無事同大会を成功裏に終了した。

(2) 研修会支援事業

目的 青少年団体等からの要請に応じ、活動または指導者やリーダーの育成に必要なとされる技術や知識の習得を目的とする研修会・講習会に研究員等が参加するなど青少年の活動を積極的に支援することとしていたが、各団体の活動への口頭助言に止め直接的な支援はおこなっていない。

4 青少年に関する調査研究及び活動資料等収集事業

(1) 青少年に関わる調査研究事業

目的 青少年の現状を様々な状況や課題を調査研究する中で、青少年期の団体活動が果たしてきた役割を明らかにすると共に、青少年自らが、明るく住みよく、全ての人の友和と活気にあふれた社会づくりに参画する、静岡県独自の若者育成プランとその在り方を構築し、今後の青少年育成と支援の在り方を研究することとしていたが、今後の青少年会館のあり方検討会議に委ねた。

(2) 青少年活動研究所

目的 青少年活動研究所設置要項に基づき、青少年や青少年団体活動のあり方等について研究し、県下青少年活動の発展に寄与する計画であったが、今後の青少年会館のあり方検討会議に研究員等であたった。

(3) 青少年団体活動等の周知事業「ユースネット」

目的 青少年に関する活動情報等を提供するコーナーをインターネット上に設け、青少年会館の事業紹介、施設等の情報を掲載し活用性ある情報ネットワークを運営する。また、地域の情報の確保や青少年や青少年教育に関する意見の交換等を行う場を設ける。

内容 インターネットに「YOUTHNET」というホームページを継続開設し、事業の実施状況や青少年に関する情報提供の場として有効利活用すると共に、貸し会議室の利用拡大の周知を図った。(ホームページアクセス数 3,528回 アンダントのアクセス数 382回)

(4) 青少年に関する資料の収集

目的 青少年に関する資料や団体の総会資料、図書等の収集整備に努め、統計資料の作成と提供を行うなど青少年活動の推進を図った。

5 その他の事業

(1) (一財) 静岡県青少年会館の存続の有無に関する取り組み

1 経緯

「県有財産無償貸付の更新」に伴い、下記貸付条件が付されたので報告書を提出すると共に、今年度も県とその後の対応等について協議した。

(1) 毎年3月末までに、令和2年1月29日付「一般財団法人静岡県青少年会館の存続の有無に関する報告書」に基づく解散に向けた進捗状況を県に報告すること。

(2) 財団の解散準備が整った際は、貸付期間満了であっても双方の協議のうえ、契約の解除を行う場合がある。

(3) 入居団体の移転先について、先に財団としての考えを提示しており、さらに県有施設への入居可能場所の検討を行った。

2 検討協議の内容

一般財団法人静岡県青少年会館の継続的経営は、今後さらに困難になると判断し、必要な状況を満たした上で発展的解散を目指すとの初期の考えを変えていない。

(1) 活動拠点の必要性

静岡県は、無償貸付契約の解除を念頭に置き、県有財産である青少年会館にかかる老朽化による修繕費等の経費を負担しないとしていることから、青少年会館を財団に貸し付ける考えがないと判断される。また、継続使用するための最低限の修繕を財団において実施した。有償貸付及び維持経費を独自に支出する経済的余裕は当財団にはないが、入居団体を始め青少年活動の拠点を失うことは、今後の青少年やその未来すら限られたものとなることに憤りを感じることから、たとえ有償となった場合においても解散に至る二条件を満たすため財源を捻出するすべを検討することとした。

社会教育課提案の団体移転先として、静岡総合庁舎および教育会館は下記の理由により移転先に行きないと判断した。

静岡総合庁舎 夜間の利用及び土日の入館制限がある。駐車場が確保できない。室内の仕切り等が必要なほか、同フロアに相談室があるなどの制限がある。

教育会館 市内中心部にあり借用料が2部屋で一千万円を超える。駐車場を確保できない。

以上により、団体事務室だけでも移転することは難しいと判断したが、本年度新たに提案された静岡県男女共同参画センターあざれあについても検討しているが、利用スペース及び賃借料の点でも移転先としてはさらに検討の余地があるとしている。

(2) 解散の時期

一般財団法人静岡県青少年会館を解散する時期については、次の状況を満たしたときとすることの変更はない。

- ① 青少年会館入居する団体が望む、転居先が決定されたとき。また、それらの要望等については議論の余地があり、団体を支援する県教育委員会と連携して計画的に進め、財団は最後まで責任ある態度で役割を果たすものとする。
- ② 経営改善計画中間報告書に提案した、静岡県としての今後の青少年育成の在り方を研鑽し、「青少年センターの機能と役割」に示す、青少年団体や支援者、育成機関等が連携をさらに強くし、将来にわたる推進機構の構築と継続的かつ、有機的育成事業が推進できる体系づくりによって、将来にわたる静岡県の青少年育成構想が構築され、条例等の設置等により確実に遂行される見通しが確認できる状況に至ったとき。

以上のことから社会教育課とは、青少年センターの設置の中で様々な課題解決の道を見つけてゆくことを年度末までに確認すると共に、その具体的方向を見いだすためにさらに一年をかけ検討することとし、その間の貸付料は有償となるものの契約の更新を行いより良い状況を得ることとした。

(2) 青少年会館の存続の有無に関する検討会議

目的 静岡県青少年会館の今後の経営方針、新たな拠点探し等の検討を行うと共に、青少年育成と支援の充実を図るための施策の在り方を提案する。

内容 静岡県青少年会館の使命と役割、今後の進め方等を検討

(別記青少年センター構想検討会議等に記載のとおり)

支援者との協力要請及び協議

青少年会館が直面する課題や各団体の想いについて、静岡県知事はじめ県会議員の各位に状況説明を通して協力要請をすると共に、今後の青少年育成の在り方を「青少年センター構想」に示し、青少年団体や支援者、育成機関等が連携をさらに強くし、将来にわたる推進機構の構築と継続的かつ、有機的育成事業が推進できる体系づくりを目指し、必要な機能や役割等を加味した未来想像に基づき、今後の具体的取り組みを協議した。

(3) 派遣及び支援事業

目的 青少年団体等の要請に応じ研修会への講師・助言者等の派遣、または青少年団体の事業を支援するなど青少年活動の発展に寄与する。(コロナ対策によりそれぞれの機関で対応)

内容 ・静岡県青少年健全育成会議副会長(理事長)

・静岡県ひきこもり対策連絡協議会委員 ・富士宮市子ども若者支援協議会委員

・焼津市青少年問題協議会委員 ・ボーイスカウト運営支援(理事の派遣) 他

(4) 青少年団体・サークル加入相談活動

目的 青少年団体やサークル等への加入、及び活動についての相談を窓口業務として実施する。

内容 ボーイ・ガールスカウト入会等について随時受付紹介を行う。

(5) 全国青(少)年会館協議会事業

目的 全国青(少)年会館協議会に加盟し、全国の会館と情報交換等運営の向上を図った。

全国協議会情報交換 大石理事長参加 加盟会館からの情報を収集

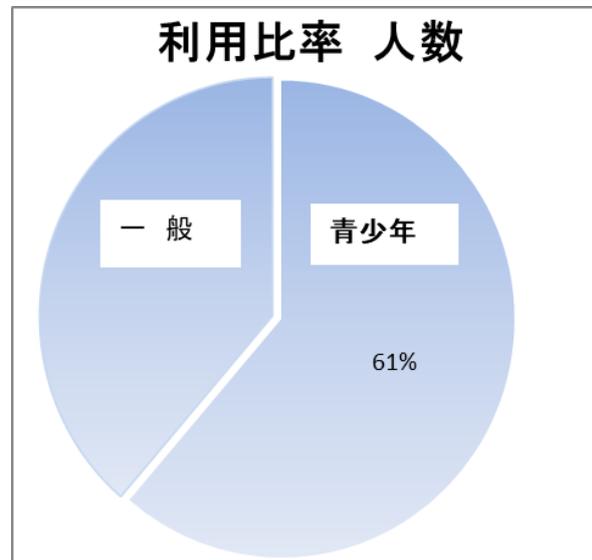
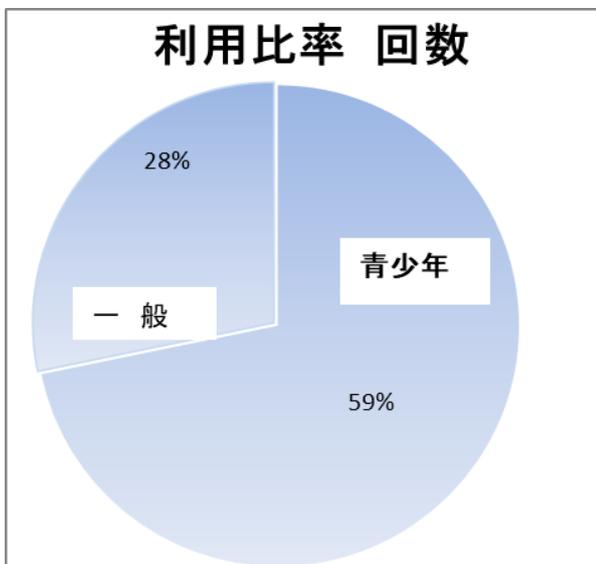
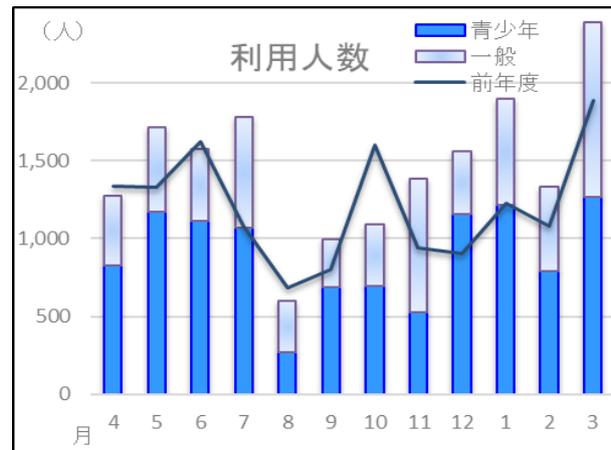
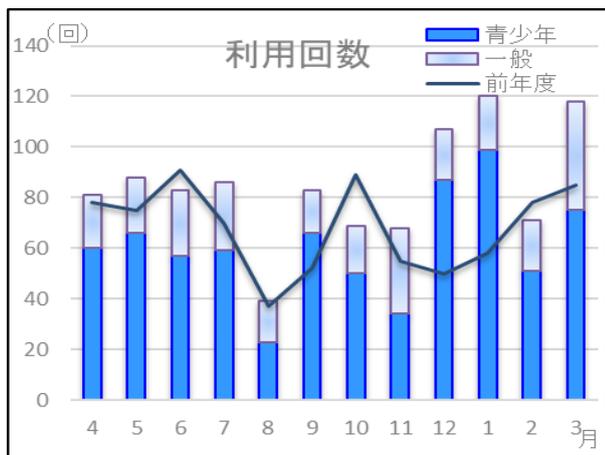
(6) 青少年会館活動後援会

本年度、青少年の健全育成と青少年会館の事業に深いご理解と財政的支援をもってご協力いただいた、後援会会員の方々は次のとおり。(敬称省略)

区分	会員名
青少年団体会員	静岡県青年団連絡協議会
	ガールスカウト静岡県連盟
	ボーイスカウト静岡県連盟
	静岡県子ども会連合会
法人会員	静岡県ボウリング場協会

令和5年度 会議室利用状況

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
回数													
青少年	60	66	57	59	23	66	50	34	87	99	51	75	727
一般	21	22	26	27	16	17	19	34	20	21	20	43	286
計	81	88	83	86	39	83	69	68	107	120	71	118	1013
前年度	78	75	91	70	37	52	89	55	50	58	78	85	818
増減	3	13	-8	16	2	31	-20	13	57	62	-7	33	195
当期利用率													9.90%
増減													1.20
人数													
青少年	829	1,172	1,110	1,073	267	689	694	527	1,154	1,216	793	1,267	10,791
一般	446	544	463	710	335	310	395	856	405	680	544	1,125	6,813
計	1,275	1,716	1,573	1,783	602	999	1,089	1,383	1,559	1,896	1,337	2,392	17,604
前年度	1,341	1,328	1,624	1,081	682	802	1,601	943	903	1,224	1,084	1,888	14,501
増減	-66	388	-51	702	-80	197	-512	440	656	672	253	504	3,103



青少年交流スペース アンダンテ 旅立ち・回復事例報告の分類

対象	旅立ち・回復の区分	内 容	計	
本人	進学・就職等	進学・復学・卒業	3	
		就職・アルバイト・就労体験	1	
		資格の取得・学習	2	6
	他者との交流	家族との会話・外出	8	
		家族への理解・手伝い	10	
		来客・電話等の応対	0	
		近所・親族との交流	3	
		青年等との会話・友達ができる	10	31
	意識・行動の変化	意識・意欲の向上	19	
		自己肯定感・気づき	14	
		他者への理解	12	
		生活習慣の改善	17	
		外出・買い物・旅行	9	
		ボランティア活動・思いやり行動	4	
		自立（自律）のための訓練	10	85
	他機関との関わり	アンダンテ等相談機関への関わり	6	
		就労支援機関への関わり	0	
		医療機関への関わり	2	
		その他の機関団体との連携	3	11
その他	上記に分類できないもの	2	2	
本人の合計				135
親・家族	親・家族の気付き	本人との関り方	13	
		家族との関り方	14	
		自分自身の内面的変化	15	42
	他者との交流	友人・知人等への相談	4	
		家族の会への参加	0	4
	意識・行動の変化	本人に対する理解や事実の直視	16	
		人格分離・本人や自身の価値感の承認	7	
		対応のあり方への反省と改善	14	
		回復への実践行動の現われ	13	
		心身の健康管理	8	
		習い事や楽しみ事、仕事をはじめ	5	63
	他機関との関わり	アンダンテ等相談機関への関わり	25	
		就労支援機関への関わり	0	
		医療機関への関わり	0	25
その他	上記に分類できないもの	0	0	
家族の合計				134

Ⅲ 庶務の概要

1. 役員等に関する事項

(1) 役員

役職	氏名	就任	略歴	基準	備考
理事長	大石節雄	R4, 6, 28	静岡県青年団連絡協議会顧問	2-2	H24, 6, 27,
副理事長	渡邊佳洋	〃	静岡県生涯学習研究所長	1-1	H24, 6, 27,
〃	村松武博	〃	ボーイスカウト静岡県連盟副連盟長	2-1	H28, 6, 24,
理事	山梨 剛	〃	静岡県青年団連絡協議会長	2-1	
〃	山口協子	〃	ガールスカウト静岡県連盟長	2-1	R1, 6, 28,
〃	喜瀬川康博	〃	静岡県子ども会連合会長	2-1	R1, 6, 28,
〃	小野田全宏	〃	静岡県ボランティア協会理事長	1-3	
監事	萩原一郎	R4, 12, 15	静岡県青年団連絡協議会顧問	3	

(2) 評議員

役職	氏名	就任	略歴	基準	備考
評議員	土村暁文	R4, 6, 28	静岡県経営管理部長	1-4	
〃	池上重弘	〃	静岡県教育委員会教育長	1-2	
〃	繁竹三千代	〃	静岡市青少年育成課長	1-2	
〃	森藤まり子	〃	静岡県青年団連絡協議会顧問	3	H26, 4, 1,
〃	鈴木俊久	〃	静岡県青年団連絡協議会顧問	2-2	H14, 6, 26,
〃	鷺坂 学	〃	静岡県青年団連絡協議会監事	2-2	H29, 6, 29
〃	杉山和義	〃	静岡県青年団連絡協議会副会長	2-2	
〃	八代宣美	〃	ガールスカウト県連盟元理事	2-2	H27, 6, 24,
〃	山口貴美子	〃	ガールスカウト県連盟元監事	2-2	
〃	松田 茂	〃	ボーイスカウト県連理事	2-2	H29, 6, 29
〃	瀧島三郎	〃	ボーイスカウト県連理事	2-2	H29, 6, 29
〃	筑地繁雄	〃	県子ども会連合会副会長	2-2	
〃	持田敏行	〃	子ども会活動振興研究会会長	2-2	H26, 4, 1,

(4) 青少年活動研究所

役職	氏名	就任	略歴	備考
所長	大石節雄	R4, 6, 28	理事長	H18, 6, 27,
次長	渡邊佳洋	〃	副理事長	63, 6, 25,
専門研究員	角替弘志	〃	理事・常葉大学元学長	57, 4, 22,
	秋鹿 博	〃	静岡県青年団連絡協議会顧問	H4, 5, 28,
	根本英行	〃	アンダンテカウンセラー臨床心理士	H28, 7, 1,
研究員 少年部会	滝島三郎	R4, 6, 28	評議員	57, 4, 22,
	八木彰五	〃	評議員	57, 4, 22,
	杉本忠重	〃	ボーイスカウトリーダー	57, 4, 22,
	藤曲敏春	〃	B・S地区コミッショナー	H5, 12, 1,

役職	氏名	就任	略歴	備考
青年部会	川村 進	R4, 6, 28	B・S地区理事	H26, 7, 1,
	高村賢一	〃	ボーイスカウトリーダー	H8, 7, 1,
	富山洋子	〃	ガールスカウトリーダー	H4, 5, 28,
	山口貴美子	〃	ガールスカウトリーダー	H9, 7, 1,
	手島克訓	〃	県青連協元役員	62, 6, 7,
	萩原一郎	〃	県青連協元役員	59, 6, 23,
	渡辺哲史	〃	青少年会館友の会	57, 4, 22,
	小川 功	〃	県青連協元事務局長	63, 6, 25,
	酒井洋典	〃	元清水市青協会長	H3, 6, 22,
	前田芳秀	〃	県青連協元事務局長	H5, 6, 1,
	竹沢正樹	〃	元清水市青年団連絡協議会役員	H9, 7, 1,
	窪田直充	〃	県青連協元役員	H12, 7, 1,
	鈴木俊久	〃	県青連協元役員	H23, 7, 1,
	相馬隆史	〃	県青連協元役員	H23, 7, 1,

2, 職員に関する事項

役職	氏名	採用	業務内容
館長・事務局長	松下喜彦	R5, 4, 1	総括、連絡調整
アンダンテ嘱託	杉浦正二郎	〃	青少年交流スペースアンダンテカウンセラー
〃	根本英行	〃	〃
〃	谷澤祥子	〃	〃
〃	小澤 巖	〃	〃
〃	小尾明日香	〃	〃
〃	富山洋子	〃	青少年交流スペースアンダンテアドバイザー
〃	山口貴美子	〃	〃 (青少年の指導、相談業務)

3, 会議に関する事項

(1) 役員会

	年月日	議 題	備 考
理 事 会	第1回 R5, 6, 17	第一号議案 令和4年度事業報告の件	可決
		第二号議案 令和5元年度収支予算補正の件	可決
		第三号議案 評議員の一部改選の件	可決
		その他 青少年会館の現状と今後について	
理 事 会	第2回 R6, 3, 28	第一号議案 令和6年度事業計画及び予算の件	可決
		第二号議案 資金運用執行責任者及び同担当者の選出	可決
		その他 青少年会館有料貸付及び賃貸料について	

	年月日	議 題	備 考
評 議 員 会	第1回 R5, 6, 30	第一号議案 令和4年度事業報告の件 第二号議案 令和5元年度収支予算補正の件 第三号議案 評議員の一部改選の件 その他 青少年会館の現状と今後について	可決 可決 可決
	第2回 R6, 3, 28	第一号議案 令和6年度事業計画及び予算の件 第二号議案 資金運用執行責任者及び同担当者の選出 その他 青少年会館有料貸付及び賃貸料について	可決

(2) 青少年センター構想検討委会議等

期日/会議名等	内 容
令和5-1 新たな青少年育成 施策の検討会議 令和5年4月26日	① 行財政改革「抜本の見直しが必要とは」 ② 県庁内に検討委員会その趣旨、検討内容、メンバー等について ① 青少年活動の新たな拠点について社会教育課の考え ② 今後の開催予定及び内容等について
令和5-2 令和5年5月7日	1 前回の協議事項と調整「焼津への移転」 2 委員からの提案 青少年育成の活動拠点県社会教育課との議論の進め方 1) 決定事項の確認 ①財団「青少年会館」の解散 ②財団が担ってきた「青少年団体のセンター機能」は、県が引き継ぐ 2) 提案 ①財団の解散は了解。(ただし、他の条件とのセットでの了解) ②「焼津」は、場所的に全県規模の団体の事務所及び集会場所としては不便 地理的にも中心の静岡市にある「青少年会館」を拠点として使うべき。 ③「焼津」での説明では、施設の使用料は減免措置を検討出来る、とあった。 「会館」も県の施設になるのであれば、同様の減免措置を講じるべき。 ④会館は、継続使用には電気・水周りの設備老朽化で改修が必要(資金が必要) 青少年センター設置は合意点であり、その構想等の内容を中心に進めるべき。
令和5-3 令和5年5月24日	① 青少年センターの設置・役割・必要機能等(将来の方向性・期待)
令和5-4 令和5年6月7日	① 青少年センターに必要な機能、施設設備等について ② センターの組織の在り方について * 社会教育課提案 団体の焼津移転課題と確認 2 課題 ① 焼津青少年の家への移転反対理由 ② 静岡県青少年健全育成施策と新たな青少年センター必要理由 3 新たな青少年センター 基本方針・使命・役割・センターの機能 4 設置条例の制定に向けて「青年センター」実現へのタイムスケジュール

支援県議との協議 令和5年6月21日	天野一県議との協議 財団の要望と経緯、議会質問内容等
静岡県議会6月定例会本会議傍聴 令和5年7月3日	青少年会館の課題について（団体事務局の移転と活動拠点）（仮題） 時代の課題と新たな青少年育成施策（仮題） 青少年会館関係者の傍聴35名
新たな県青少年育成施策ワークショップ第1回 令和5年7月23日	1 これまでの検討会議等の確認 2 請願フォームの検討 3 作業日程の検討 その他 出席ワーキンググループメンバー13名
新たな県青少年育成施策ワークショップ第2回 令和5年7月26日	1 第1回ワークショップ検討内容の確認 2 前回検討事項の再考 3 センター事業推進のための実験事業の検討 その他 出席ワーキンググループメンバー13名 II 報告書(資料)のフォームについて 1 青少年活動活性化と財団の解散条件確認と提案資料の構成 財団解散条件の確認 提案資料の作成 III 静岡県青少年健全育成施策と青少年センター 1 新たな青少年施策の構築 支援体系図（図A） 2 青少年センターの機能と運営 ① センターの機能（センター独自事業と地域支援事業） ○ 青少年に関する総合窓口 ○ 青少年団体の拠点機能の強化 ○ 体験活動の新たな展開 ○ 青少年の交流と創造の場 ○ 多様な相談に対応する体制 ② センターの運営 ○ 子ども若者サポート協会の設置 ○ 官民融合の支援 4 センター設置に向けての今後の取り組み ② 県議会 センター設置に向けての要望、意見交換等の開催依頼 ③ 行政 青少年センター設置に向けての公的処置(条例等の設置・整備) ④ 財 団 青少年センター実験事業・検証の実施 5 センター事業推進のための実験事業の実施
新たな青少年施策の提案について(戦略方針等に関する状況確認書) 令和5年8月3日	1 経過状況報告及び意見交換 出席 支援県議及び財団役員 (1) 県議連・青少年団体との新たな青少年育成施策の協議(過日報告) ① 財団からの要望（静岡県青少年健全育成施策と青少年センター構想により新たな青少年施策の構築を提案し、意見交換を行った。） ② 県議からの意見等 (2) 財団としての行動

	<p>(3) 静岡県として取り組み要望</p> <p>2 今後の交渉にあたり財団としての基本姿勢（確認事項）</p> <p>① 青少年会館を青少年・社会教育の拠点として活用する</p> <p>③ 県立青少年センター設置のための費用の提供</p> <p>⑤ 新たな体制づくり</p>
<p>支援県議との協議</p> <p>令和5年11月30日</p>	<p>天野県議と財団正副理事長との協議</p> <p>1 趣旨 (1) 静岡県青少年会館を無償貸付としてください。 (2) 青少年育成施策として支援の充実を図ってください。</p> <p>2 現状協議</p> <p>3 現状の打開策（早期役員会での決定）</p> <p>4 有識者検討会議</p> <p>(1) 青少年センター設置に向けた検討会議を開催する。</p> <p>(2) 青少年センター設置の実現を図る。</p> <p>(3) 有識者検討会議の設置</p>
<p>青少年会館の課題 検討会議</p> <p>令和5年12月10日</p>	<p>1 県教委提案の団体移転について 検討課題（県教委が示すメリット・デメリット以外）</p> <p>②社会教育課案は、財団解散後の運営等団体の要望等の交渉は難しくなる。</p> <p>②あざれあは、青少年育成に特化しておらず、その融合や継続性を妨げとなる。</p> <p>③ あざれあの管理体制上、部局間の垣根は高く、他施設利用できるかは不透明。</p> <p>④ 5Fアンダンテ使用部分を団体交流の場では個人情報漏洩等併用できない。</p> <p>⑤3F団体交流室を事務局に充てるとし、多団体の受け入れはできない。</p> <p>⑥青少年センターの運営とあるが、具体的取り組みの記載がなく、入居団体に運営補助とは何を求めているが事業を実施できるスペースでない。</p> <p>⑦事務局の使用経費の負担増、継続的使用、発展的な体制確保は難しい。</p> <p>2 青少年会館貸付の継続について</p> <p>青少年会館を維持することには、入居団体の事務局を現状維持するだけでなく、新たな青少年センター設置に向けた取り組みを事業化し、そのモデル事業を通して県立青少年センター設置の推進を図ることを目的とする。</p> <p>県は、普通財産の無償貸付はしないと判断しているが、有償ならば貸し付けるとも言っており、次年度から有償貸付となった場合の試算をする。</p> <p>①貸付料(普通財産貸付料の適用) 年間貸付料 1, 500万(土地・建物時価評価×減免率?)</p> <p>② 財源 基金の取り崩し(25,000千円から必要額を各年度取り崩す)</p> <p>③基金取り崩しの用途</p> <p>財団が解散する場合、残る基金は構成団体等で分配することは出来ず、国または地方公共団体、公益法人に寄付することとなっている。一般財団に移行した折に決められた「公益目的財産」(残余財産)をその目的に従って、事業を実施し計算上使い切らなければならない。本財団の目的は、青少年会館の維持管理及び青少年教育の場の提供となっていることから、それらの経費は公益目的財産から支払われても問題ないとする。</p>

	<p>⑤ 維持管理費(事業費)</p> <p>会館を維持管理するためこれまでは、使用料収入・負担金で賄ってきたが、近年別途積立金を取り崩し運営にあたってきた。維持管理経費で実質4,000千円の赤字であり、センター事業を実施する際の経費を含め捻出しなければならない。積立金は底をつきこれらの費用も基金取り崩し額に含める必要がある。</p> <p>⑤運営主体 会館の管理及び事業の実施にあたり、財団の継続は必至である。</p> <p>⑥会議室の貸し出し(4月以降)</p> <p>3 青少年センター設置への事業構想について</p> <p>これまで検討会議においてセンター事業の検討をし、いくつかのプランを提示してきたが、センター構想を進める上でより具体的なプラントモデル事業の実施が必要となる。企画委員会の設置と運営を図る必要があり、入居団体及び関係者の協力が必至である。</p> <p>4 その他 ①事業展開のための体制等について</p> <p>③ 青少年センター実現のための研究機関の設置</p>
青少年センター構想検討拡大会議 令和6年1月13日	<p>1 青少年会館入居団体の移転先の検討について(社教育課文書及び行革資料)</p> <p>2 社教育課長指摘に対する移転先等の検討について (再検討資料)</p> <p>3 新たな公益モデル事業から青少年センター構想の展開</p> <p>その他</p>
青少年センター構想検討拡大会議 令和6年2月10日	<p>対象 静岡県青少年会館入居団体 青少年会館役員 青少年活動研究所研究員</p> <p>内容 1 青少年会館のこれまでの取り組みと現状説明</p> <p>2 新たな青少年センター構想説明</p> <p>3 意見交換等の協議</p> <p>その他 新たな公益モデル事業から青少年センター構想の展開 (素案)</p>
静岡県青少年会館有償貸付契約交渉 令和6年2月～3月	<p>静岡県青少年会館貸付契約に関する交渉</p> <p>静岡県青少年会館を令和6年度に締結する県有財産貸付契約に関し意見交換を行い、覚書にまとめる。</p> <p>現在の静岡県青少年会館の利用には老朽化に伴う施設的な限界があることを前提に、静岡県青少年会館入居団体の活動拠点確保などの早期の課題解決を目的とする。</p>
財団役員会 令和6年3月3日	<p>青少年会館有償貸付についての協議</p> <p>①入居団体の移転先、移転時期について早急に決定すること。</p> <p>②青少年センター構想の検討とは切り分けて入居団体の移転先を求めること</p> <p>③施設に修繕の必要が生じて、県では対応できないこと。</p> <p>④ 来年度以降の契約は保証出来ないこと。</p>

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 4, 寄附に関する事項 | 該当なし (会館活動後援会扱いを除く) |
| 5, 借入金に関する事項 | 該当なし |
| 6, 教育委員会の指示に関する事項 | 該当なし |
| 7, その他重要事項 | 該当なし |

令和5年度収支決算書

令和5年4月1日～令和6年3月31日

I 財務諸表 貸借対照表

正味財産増減計算書

財務諸表に対する注記

財産目録

II 収支計算書

計算書類に対する注記

III 監査報告